

○建築基準法第 22 条の規定による区域

昭和 47 年 4 月 21 日

福井県告示第 401 号

建築基準法第 22 条の規定による区域(昭和 30 年福井県告示第 110 号)の全部を次のように改正する。

建築基準法第 22 条第 1 項の規定による区域として、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域として定められた区域から、同項第 5 号に掲げる防火地域および準防火地域として定められた区域を除いた区域を指定する。